

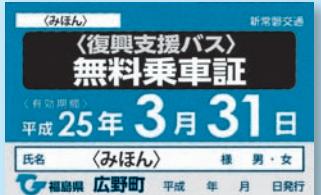


平成24年7月2日から変わります！

復興支援バス乗車案内

『**復興支援バス**無料乗車証』の発行について

今回の**復興支援バス**運行にあたり、広野町では『**復興支援バス**無料乗車証』を発行いたします。



四倉地区路線図



四倉工業団地～広野 **〈復興支援バス〉時刻表**

※一般路線バスの時刻についてはお問い合わせください。

四倉工業団地→四ツ倉駅→広野町役場

乗車のみ可能	乗降可能								降車のみ可能
四倉工業団地発	東一丁目	鬼越	四ツ倉駅前	下浅見川仮設	馬場医院裏	広野町役場	下北迫仮設	広野町役場着	
8:15	8:23	8:29	8:37	9:00	9:02	9:05	9:10	9:20	
12:40	12:48	12:54	13:02	13:25	13:27	13:30	13:35	13:45	

広野町役場→四ツ倉駅→四倉工業団地

乗車のみ可能	乗降可能								降車のみ可能
広野町役場着	下北迫仮設		広野町役場		馬場医院裏		下浅見川仮設		四倉工業団地発
10:00	10:05	10:10	10:13	10:15	10:40	10:46	10:51	11:05	
15:00	15:05	15:10	15:13	15:15	15:40	15:46	15:51	16:05	

〈運行日〉全ダイヤ平日の月・木・金曜日のみ運行（祝日の場合は運休）

〈制限〉「乗車のみ可能」な停留所では、降りることはできません。「降車のみ可能」な停留所では、乗ることはできません。「乗降可能」な停留所では、乗車も降車も可能です。

- 『**復興支援バス**無料乗車証』（以下、『無料乗車証』と記します）は、記名された方しか利用できません。
- 乗車または降車の時に、『無料乗車証』を乗務員に提示してください。
- 『**復興支援バス**』の車両と該当する停留所には、マークがついています。
- 『無料乗車証』の運賃払い戻しや紛失などによる再発行はいたしません。
- 『無料乗車証』の他人への貸与・売買を禁止します。

無料乗車証の発行は広野町役場企画グループで発行しております。

『無料乗車証』に関するお問い合わせは、
広野町役場企画グループ ☎ 0240-27-2114

- 原子力発電所事故に対する補償については、原子力損害賠償紛争審査会により示された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定などに関する中間指針」に基づき、避難に係る精神的損害を中心に行われています。しかし、未だ補償に対する不満の声が多く寄せられていることから、地域の住民や市町村の声を十分に踏まえ、被災者が生活や事業の再建を果たすことができる賠償が迅速かつ円滑になれるよう左記の通り国に対しても要望しております。
- 要望事項**
- 1 旧緊急時避難準備区域の賠償期間を本年8月末とした理由として、「インフラ復旧が本年3月末までに概ね完了する見通しである」とあるが、あくまで仮復旧であり、上下水道・道路の本復旧には相当期間を要すること、また医療機関・商業施設などの生活を維持するための最低限の環境も整っておらず、賠償期間を決定する判断材料にはなり得ない。
 - 2 旧緊急時避難準備区域の賠償期間を本年8月末としたもう一つの理由として、「本年9月までには学校に通学できる環境が整う予定」とあるが、通学路の除染の目途が立たない状況において、校舎のみ復旧工事・除染が完了したところで、果たして何人の児童・生徒が戻ってくるのか見通しが立てず、1項同様賠償期間を決定する判断材料にはなり得ない。
 - 3 旧緊急時避難準備区域において、「本年8月以降も特段の事情がある場合には、賠償が継続される」とあるが、「特段の事情」について、明確に判断できる表記にしていただきたい。
 - 4 旧緊急時避難準備区域において、第3期到来前に帰還した場合において、「個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得る」とあるが、「個別具体的な事情」について、明確に判断できる表記にしていただきたい。
 - 5 旧緊急時避難準備区域における動産・不動産の賠償について、賠償の有無を含め賠償基準などについて早急に示していたべきだ。
 - 6 帰宅をするために個人で除染（屋内清掃を含む）を行った場合、賠償されたい。
 - 7 山の除染をどのように考へているのか、早急に示していただきたい。
 - 8 審査判断（賠償の可否）について、審査担当者によつて異なるのではないか。

広野町役場内 『東京電力原子力損害賠償相談窓口』 直通電話開設のお知らせ

広野町役場内に設置されている『東京電力原子力損害賠償相談窓口』への直通電話が開設されましたのでお知らせいたします。

この電話は、役場内の東京電力賠償相談員への直通電話となりますので、相談員に直接ご相談されたい場合ご利用ください。

直通電話番号 090(3147)1073
(受付時間9時~16時)

なお、原子力損害賠償全般に関するお問い合わせや、ご請求書のご送付などにつきましては、従来どおり東京電力(株)福島原子力補償相談室(フリーダイヤル0120-926-404(受付時間9時~21時))までお願いいたします。